

# 岐阜県公報

号外(一) 令和六年三月三十一日

## 目次

岐阜県税条例及び合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の特例に関する条例の一部を改正する条例	(税務課)	二 <sup>ページ</sup>
過疎地域における岐阜県税の特例に関する条例の一部を改正する条例	(同)	三
岐阜県地方活力向上地域における事業税及び不動産取得税の特例に関する条例の一部を改正する条例	(同)	三

### 本号で公布された条例のあらまし

岐阜県税条例及び合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第三三三号)

#### 一 岐阜県税条例の一部改正

##### 1 不動産取得税

- (一) 新築住宅を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす日を住宅新築の日から一年(本則六月)を経過した日に緩和する特例措置の適用期限を令和八年三月三十一日まで延長することとした。(附則第六条の三関係)
  - (二) 新築住宅特例適用住宅用土地に係る税額の減額措置について、土地取得後の住宅新築までの経過年数要件を緩和する特例措置の適用期限を令和八年三月三十一日まで延長することとした。(附則第六条の三関係)
  - (三) 地方税法以外の法律等による政策の推進を税制面において支援する特例措置の適用期限の延長等を行うこととした。(附則第七条関係)
  - (四) 住宅及び土地の取得に係る税率を三パーセント(本則四パーセント)とする特例措置について、その適用期限を令和九年三月三十一日まで延長することとした。(附則第七条の二関係)
  - (五) 宅地評価土地の取得に係る課税標準を土地の価格の二分の一とする特例措置について、その適用期限を令和九年三月三十一日まで延長することとした。(附則第七条の五関係)
- 2 軽油引取税
- 船舶の使用者が当該船舶の動力源に供する軽油の引取り等に係る課税免除の特例措置について、その適用期限を令和九年三月三十一日まで延長することとした。(附則第二二条の四関係)

3 狩猟税

- (一) 対象鳥獣捕獲員が狩猟者の登録を行った場合には狩猟税を課さないものとする特例措置について、その適用期限を令和十一年三月三十一日まで延長することとした。(附則第一六条関係)
  - (二) 認定鳥獣捕獲等事業者の従事者が狩猟者の登録を行った場合には狩猟税を課さないものとする特例措置について、その適用期限を令和十一年三月三十一日まで延長することとした。(附則第一六条関係)
  - (三) 一定の期間内に「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づく鳥獣の捕獲等を行った者が狩猟者の登録を行った場合には狩猟税の税率を二分の一とする特例措置について、その適用期限を令和十一年三月三十一日まで延長することとした。(附則第一六条の二関係)
  - 4 その他所要の規定の整理を行うこととした。
  - 二 合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の特例に関する条例の一部改正
    - 1 合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割について、普通徴収の方法によるほか、証紙徴収の方法により徴収することとした。(第二条関係)
    - 2 その他所要の規定の整理を行うこととした。
    - 三 この条例は、令和六年四月一日から施行することとした。
    - 四 過疎地域における岐阜県税の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第三四号)
      - 一 過疎地域の産業振興促進区域内において製造業、旅館業、農林水産物等販売業又は情報サービス業等の用に供する設備を取得等した場合における事業税の課税免除の特例について、その適用期間を三年延長することとした。(第一条関係)
      - 二 この条例は、令和六年四月一日から施行することとした。
- 岐阜県地方活力向上地域における事業税及び不動産取得税の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第三五号)
- 一 「地域再生法」に基づく特定業務施設の整備計画について知事の認定を受けた事業者が当該施設の新設又は増設を行った場合における事業税及び不動産取得税の特例について、その適用期間を二年延長することとした。(第二条及び第三条関係)

二 この条例は、令和六年四月一日から施行することとした。

条 例

岐阜県税条例及び合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第三十三号

岐阜県税条例及び合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の特例に関する条例の一部を改正する条例

(岐阜県税条例の一部改正)

第一条 岐阜県税条例(昭和二十五年岐阜県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

附則第五条の二を削る。

附則第六条の三中「令和六年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

附則第七条第二項及び第八項中「令和六年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改め、同条第十二項中「第三条の二の十七第一項」を「第三条の二の十八第一項」に改め、同条第二号イ中「第三条の二の十七第二項」を「第三条の二の十八第二項」に改め、同条第十三項を削り、同条第十四項中「第七条第二十四項」を「第七条第二十三項」に、「令和六年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十五項を同条第十四項とし、同条第十六項中「令和六年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十七項中「第七条第二十五項」を「第七条第二十四項」に、「令和六年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改め、同項を同条第十六項とする。

附則第七条の二第二項、附則第七条の五第一項及び第三項並びに附則第十二条の四

第一項及び第五項から第七項までの規定中「令和六年三月三十一日」を「令和九年三

月三十一日」に改め、同項を同条第十六項とする。

附則第七項中「第七項」を「第六項」に改め、同項を同条第十六項とする。

附則第八項中「第八項」を「第七項」に改め、同項を同条第十六項とする。

附則第九項中「第九項」を「第八項」に改め、同項を同条第十六項とする。

附則第十項中「第十項」を「第九項」に改め、同項を同条第十六項とする。

附則第十一項中「第十一項」を「第十項」に改め、同項を同条第十六項とする。

附則第十二項中「第十二項」を「第十一項」に改め、同項を同条第十六項とする。

附則第十三項中「第十三項」を「第十二項」に改め、同項を同条第十六項とする。

附則第十四項中「第十四項」を「第十三項」に改め、同項を同条第十六項とする。

附則第十五項中「第十五項」を「第十四項」に改め、同項を同条第十六項とする。

附則第十六項中「第十六項」を「第十五項」に改め、同項を同条第十六項とする。

附則第十七項中「第十七項」を「第十六項」に改め、同項を同条第十六項とする。

月三十一日」に改める。

附則第十六条及び附則第十六条の二第一項中「令和六年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改める。

(合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の特例に関する条例の一部改正)

第二条 合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の特例に関する条例(昭和二十七年岐阜県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

第二条中「軍人用販売機関等」の下に「(次項において「合衆国軍隊の構成員等」といつ。)」を、「種別割は」の下に「県税条例で定める普通徴収の方法によるほか」を加え、同条に次の一項を加える。

2 道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)第七条第一項に規定する新規登録(以下「新規登録」という。)の申請があつた合衆国軍隊の構成員等の所有に係る自動車について県税条例第七十七条第一項の規定により課する自動車税の種別割の徴収については、賦課期日後翌年二月末日までの間に納税義務が発生した場合に限り、前項の規定にかかわらず、証紙徴収の方法による。

第三条第一項中「第二条」を「県の発行する証紙をもつて第二条」に、「納税義務者」を「を払い込む場合は、納税義務者」に、「四月一日後」を「賦課期日後翌年二月末日までの間」に改め、「県の発行する」と及び「当該自動車税の種別割を」を削り、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、「証紙」の下に「又は別記第三号様式の自動車税種別割納税義務発生申告書」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の場合において、当該納税義務者は、別記第三号様式の自動車税種別割納税義務発生申告書に、証紙の額面金額に相当する現金を納付した後別記第二号様式の検印を受けることにより、別記第一号様式の証紙に代えることができる。

第四条第一項中「道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)第七条第一項に規定する」を削り、「同法」を「道路運送車両法」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

(不動産取得税に関する経過措置)

2 第一条の規定による改正後の岐阜県条例の規定中不動産取得税に関する部分は、

この条例の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

過疎地域における岐阜県税の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第三十四号

過疎地域における岐阜県税の特例に関する条例の一部を改正する条例

過疎地域における岐阜県税の特例に関する条例(昭和四十五年岐阜県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

第二条中「令和六年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

岐阜県地方活力向上地域における事業税及び不動産取得税の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第三十五号

岐阜県地方活力向上地域における事業税及び不動産取得税の特例に関する条例の一部を改正する条例

岐阜県地方活力向上地域における事業税及び不動産取得税の特例に関する条例(平成二十七年岐阜県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項及び第三条中「令和六年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に

改める。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

令和六年三月三十一日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編 集

岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社